

総務委員会

平成29年12月13日（水）

午前9時59分～午前11時37分

議会第1会議室

【出席委員】 山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、松尾和男委員、
千綿正明委員

【欠席委員】 なし

【委員外議員】 なし

【執行部出席者】

- ・総務部 畑瀬総務部長
- ・企画調整部 古賀企画調整部長
- ・市民生活部 眞崎市民生活部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○山下伸二委員長

これより総務委員会を開会いたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は審査終了までにお申し出ください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、総務部以外の職員の方は退室していただいて結構です。

◎関係職員以外退室

○山下伸二委員長

それでは、総務部に関する議案の審査を行います。

まず、第97号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第97号議案 佐賀市長等の給料月額の特例に関する条例 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。
御質疑ある方は挙手をお願いします。

○川原田委員

この議案につきましては、先日の議案質疑の中でも説明されておりましたけども、毎回毎回、給料を減額するということについて、私は非常にいかななものかなというふうに感じているところでございます。

理由は今述べられましたし、きのうの議案質疑の中でも、ある程度この説明をお聞きする中で、全てというわけではございませんけれども、ある程度は理解を示すところでございます。ですけども、これは本当に私はいかななものかなというふうに前回からも感じておりました。

こういうことを続けていて、確かに厳しい財政状況だと、こういうことについても、全く理解がいけないわけではございませんけども、私はもっとほかのところで幾らでも節約できる部分があるんじゃないかというふうに常々思っております。

この市長の給与減額、これは確かに市民受けはいいかもわかりませんが、これがやはりいろんなところに波及してくる可能性というのは十分にありますし、現に多数の方の御意見じゃございませんが、やっぱり私たちが支援していただく方の中にも、おまへたちは常々、執行部と議会は両輪だから、市長たちがそういうことをやっているなら、おまへたちも減額せないかんじゃないのかと、こういう声もなきにしもあらずなわけですね。

ですから、そういうところをある程度勘案していただいて、例えばですね、市長御自身で判断したということであれば、市長御自身だけというならまだしも、全てずっとこういう形で進められている。この辺について、もう一回、私たちというか、私が納得できるような御説明をしていただければなというふうに思います。確かに厳しい財政状況というのは全くわからんわけではないですよ。でも、ほかにやることはないのかなというふうに常々感じておりますけども、いかがでしょうか。

○大松人事課長

昨日、市長が議案質疑でも答弁したとおり、今回も任期の当初で市長が給料の減額をするというふうな意思表示をされているところです。

これは任期ごとにその都度、財政状況を鑑みまして、市長自身が特例ということで判断をされて減額されるものでございます。

また、市長がおっしゃられているのが、常日ごろから、入るを図り出るを制するというふうに、できるだけ経費等の節減については、みずから率先して取り組むと、職員の範を示すために、市長を初め、特別職の皆さんにも協力していただいて、先頭に立って出費を抑えるというふうな形で、そのリーダーシップとしての意思を出されたものというふうに考えているところでございます。

○川原田委員

ですから、その辺は全く理解ができないわけではないんですけども、私はもう少し大きな器の中で見ていただけないのかなというふうに思うわけですよ。

毎回毎回こういうことをやられて、例えば、次の市長選のときに、こういうところが選挙の争点になる、現に、唐津の市長選でもそこが非常に争点になって、本当に政策とかなんとかの争点じゃなかったなど。確かに、私は給料を減額して頑張りますのでよろしくお願ひしますというふうな形になったときに、市民には受けると思いますよ。ただね、私たちは本当にこの佐賀市がよくなるために、本当に先ほど説明があったように、当然、市長がリーダーシップを発揮しながら、率先してやっていかなければならないというふうなところはわかるわけですけども、それを給料に反映するということは、非常に私は不可解な部分があるわけですね。

今回の減額によって10万3,900円ほど減額するということで、減額後は実質93万5,000円ぐらい。これは、私ちょっと九州の県庁所在地の資料を見てみましても、やはり一番市長の給料としては低いと。

私は今の秀島市長が結構土曜も日曜もほとんど出ていらっしゃることを知っていますし、できる限り市長の何と申しますか、キャッチフレーズと申しますか、現場100回、現場主義ということで、これだけ動かれておいて、何でそこまでやらないかんのか。

それともう一つは、やはり市長がやるということになると、副市長を初め、特別職の皆さんも、そりゃあ反対はできないと思うんですよ。

ですから、そういうところをもう少し考え合わせながらやっていかないと、ただ単に給料を下げるからということ、こんな言い方したら非常に失礼ですけども、本当にただのパフォーマンスなのかなと、そしてもう一つは、冒頭申し上げましたように、やはり市民の方というのは非常にそういうところを、議員を初め、職員の皆さんとかなんとかにも波及してくると、こういうところが非常に心配な部分があるわけですよ。

ですから、この辺については、もっと慎重にやってほしいなということもありますし、平成18年、21年、26年、そして今回と、立て続けにこうでしょう。こんなことで、私はいいのかなというふうな気がしております。ただ、昨日の市長の答弁を聞きながら、うーんというところもあります、ある程度ですね。

ただ、こういうことを続けてやっていくとなると、これは大変なことになるのかなということと、もう一つ、先ほど言いましたように、県庁所在地を見てみましても、このところ減額をやっているのは、大分市と那覇市、それぐらいであって、また、県内の10市長を見ましても、唐津市がやっているぐらいですかね、唐津市が20%の減額。これは平成17年ですから、先ほど私が言いましたように、選挙戦の争点になっているということで、私はね、本当に市長たるものがこういうふうなことを争点にするので、今回は当選した後のことですからそれが争点だというふうには申し上げませんが、いかがでしょうか。もうこれをいつまでもぐずぐず言いたくありませんけども、部長のほうから少し補足説明と

いいですか、やっただけですか。

○畑瀬総務部長

この経緯につきましては、秀島が1回目に上がりました12年前に、政策として減額をして当選したと。同じ本人が1期、2期、3期とずっと続けていく中で、それをやめることについて、やはりそういう政策を出して当選した人間が途中でやめるのはいかなものかというのがどうしてもあると思います。

それと、先ほど委員おっしゃったように、有能な人材を募るためにはある程度の報酬が必要ということは十分秀島市長も認識はしておりますが、自分が始めたことですから、今回もこういう方針でぜひさせていただきたいということをお願いをしております。

○川原田委員

そういうところも全く理解しないとかということではありませんけども、例えば、私は、2年前に議選の監査委員をやらせていただきました。結構、常勤の監査委員は仕事が忙しいですし、大変だというふうに思っております。それと、もう一つは、上下水道局、自動車運送事業、こういうところを見ても、本当に仕事自体は大変だなというふうに思っているわけです。特に上下水道局あたりは、今、バイオマス関係で本当に忙しい中で頑張っておられる。それから自動車運送事業管理者にしても、本当に努力をされて、これもきのうの一般質問でちょっと出ておりましたけども、ようやく頑張った結果が出ているというふうな中で、これは本当にやり方としていいのかなということに疑問を感じています。

私は、こんな言い方をしたら非常に失礼ですけども、佐賀市ぐらいの規模で副市長が2人いるところというのは意外と少ないんですね、佐賀市ぐらいの規模では。ですから、年間八百数十万円ですか、八百数十万円のお金を捻出するというのであれば、これは私たちが出しゃばることではないんですけども、副市長の給料分ぐらいで補えるというふうに思うわけですから、私はそういうところの節約の仕方というのもしっかり考えていかなければならないというふうに思うわけです。

これについて私たちが口を出すような領域じゃございませんけども、だから、私は、この点に関してはしっかり検討していただきたい、議論していただきたいと、今後に向けてですね。

それとあわせて、一般市民の感覚として、おまえたちは議会と執行部が両輪だというふうに常々言っているのであれば、おまえたちもやっぱりそれに追随してやらなければならないんじゃないかという声も広がってくる可能性があるということだけは、ぜひ御理解していただきたいというふうに思うわけですね。

ですから、そういうところで簡単に給料に手をつけることは、非常に不可解な部分があるということだけは申し添えておきたいなというふうに思っております。以上です。

○山下伸二委員長

答弁はよろしいですね。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○江頭委員

今回の市長等の給料月額の特例に関する条例なんですけど、確かにいろいろと説明があった中で、1期目、2期目はわかるんですよね。これは私も1期目のときに、ちょうど総務委員会で交通局長が30%の減額をしなくてはならないと。これは交通局の非常に財政的な面から、選挙公約でも1期目は20%だったんですよね、減額が。2期目も市長が20%、交通局長が30%。これは交通局長の給与減額において、やはり市長としても、交通局長だけ減額するわけにいかないんじゃないかという事情はわかるんですよね。

しかし、3期目、4期目と。1期目は監査委員は入っていなかったけど、2期目から監査委員も入れて、それで、3期目、4期目は10%ずつ、みんな特別職です。その10%の根拠というのは、あなたたちは財政状況が逼迫しているからと説明するけど、この10%の根拠って、どういうふうな根拠で市長がこういうパーセントを考えて、今回出されたのか、まずその説明をお願いします。

○大松人事課長

10%の理由というところでございますけれども、先ほども説明いたしましたとおり、財政状況を鑑みまして、私どもといたしましては、どの程度の減額が適切かというのは市長みずから政策的に判断されたものということで考えております。

○江頭委員

県庁所在地の中で、今、川原田委員ですかね、きのうの議案質疑でもそうですけど、大分市と那覇市だけで、佐賀市は九州の県庁所在地の中では財政的にはかなりいいほうですよ。いいというか、もうトップですよ。

そういうような中で、県庁所在地の他市はそういうことをやっていないと。そういうことに対しての部分と、あともう1点、給与審議会、これは給与審議会が市長はこのくらいだろうと、地域に応じて、財政的に見てと。私たちは報酬審議会の中で議員の給与とはこんなもんだらうという形で、こうやってずっと4期もやっていくと、給与審議会に対しても説明がつくのかなと。

市長がみずから判断したら、これは議会にかければできることなんですけど、しかし、何のために審議会というのが……。佐賀市の市長はこのくらいだよということを設定しているわけですよ。議員もしかりです。

確かに議員の報酬を増額するにしても、減額するにしてもかなりいろんな手続が要るけど、市長の場合は簡単に市長の意向ということで、できるところもあるんだけど、そのあたりは簡単にできるからこそ、私はかえって慎重にやるべきではないかと思うんですけど、その2点、いかがですか。

○大松人事課長

もちろん財政状況が九州でもトップクラスであるということは、市長も御存じであると

ころでございます。

ただ、市長御自身としては、先ほども申し上げましたとおり、財政状況を鑑みまして、やはり特例的に実施する必要があるというふうに市長みずから判断されたものでございます。

また、審議会等に対しての説明でございますけれども、当然のことながら市長の給料というものは、特別職の給料等の審議会におきまして、適正な給料というのを、市長が諮問し、審議会で議論していただきましたものを答申を受けて、議会の議決を経て、決定しているものでございます。

この適正な給与というのは、ここの報酬審議会等で議論されたものが適正な給与基準かと思いますが、その額に対しまして、市長みずから政策的に判断されたものというふうに考えているところでございます。

○江頭委員

きのうの白倉議員の議案質疑の中でも出てきたことで、市長の答弁の中に、社会保障の支出が膨らんできた、という答弁がありましたよね。

ということは、この特別職の給料等の減額において、社会保障のどの部分にこういうお金を使う考えなのか、そういうところまで考えてきのうの答弁があったのか、その説明をお願いします。

○大松人事課長

財政状況を鑑みて、あくまで政策的に判断されております。

ということで、どこに減額した財源を充てるかということではなくて、政策的に今回、財政全般に対する市長の危惧として減額をされるものでございます。

○江頭委員

私、ここでもう質問はやめようと思ったんですけどね。きのうはっきりと社会保障の福祉の部分で物すごく支出が増大しているんだということを言われたから、この質問をしたんですよ。

確かにあるところで、どこの自治体だったかちょっと忘れたんですけど、実は市長が選挙の公約で、減額をするんだと。どういうところに支出すると、事業名まで載せてやって問題になったという話があって、これはやはりそういう使い方はだめだと。みずから特別職の減額した財源をどこに、どの事業に充てるかということとはできないと。これは違法性があるとかいう話で、何かもめた自治体があって、それがどこの自治体だったかちょっと忘れたんですけど。ただ、きのうの答弁を聞いていて、やはり福祉部門で、かなり社会保障に対する支出の増大があったと言われたから、今の答弁を聞いて、だったら、今の課長の説明と、一般的に財政的な部分でというのと、説明がちょっとつかないじゃないですか。その辺を説明してください。

○畑瀬総務部長

きのうの議案質疑の答弁で福祉部門と言ったのは、あくまで佐賀市全体の中で、今、福祉の支出がどんどん伸びていると。ここ5年ぐらいで100億円ぐらい。だから、今後も福祉の支出は伸びていくだろうと。子育て、高齢者、身体障がい者、そういう中で財政状況に不安があるという前段としての言葉で言わせてもらっていますので、福祉部門に特化したという話ではございません。そこはちょっとそういう意味として捉えていただければありがたいと思います。

○千綿委員

財政状況を鑑みてと言いながら、秀島市長がされてきた、部長を乱発されているわけですよ。

要するに教育委員会が2部制になったり、企画調整部ができたり、結局、そう言いながらも、さっきの話でも副市長が2人体制だとか。結局、そういう役職をどんどんつくってこられているわけですね。自分は給料を下げただけで、部長を何人もふやしたおかげですよ。おかげで教育委員会が、なかなか意思の疎通ができていない部分も出ているわけです。そういうのをどう思われているんですか。例えば、片や一方で自分の給料を減額しましょう、10%、でも部長はいっぱいつくりますよという話だったら、整合性がとれないじゃないですか。

例えば、畑瀬部長も御存じのとおり、昔はこんなに部長はいらっしゃらなかったじゃないですか。教育委員会も教育長がおられて、教育部長が1人おられただけですよね。そういう部分というのを見たときに、秀島市政になってから、部長がかなり多くなってきますよね。3人ぐらいかな、ふえたのは。企画調整部がふえて、教育部や子育て部長もふえて、最低でも3人はふえているでしょ。そういったこととの整合性をどう説明されるんですか。

○畑瀬総務部長

ちょっとその人件費の整合性について、私はよくそこはわからないんですけど、部長がふえたのは、基本的には、仕事がやはりその部門でふえているということで、所管をし切れなくなって——教育委員会自体も物すごく合併して大きくなっているんで、1部では所管し切れないという現実があります。

福祉も子育ても、昔は、私が入ったころは、社会福祉課のこども係で7人か8人でしていたのが、今はもう数十人の部になっているというふうに、全体的に職員のシフトがうまくいっていないのは一般質問でもかなり言われたんですけども、やっぱり大きく私どもの仕事は変わっていますし、その大きくなる分がどんどん大きくなっていっているという、そういう現実がございます。ですので、それと市長の減額とリンクはちょっと私はしていないと考えております。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○川原田委員

私、自民党のほうに所属をしており、こんな言い方をすると野党的な発言になるかもわかりませんが、賃金カットによる財政再建はあり得ないということだけはぜひお伝えしておきたいなと思います。これだけは本当に肝に銘じていただきたいなと思います。このことによって財政再建はまずあり得ないということをお伝えしておきたいなというふうに思っております。

もうこれ以上は言いません。

○山下伸二委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないですので、第97号議案の審査を終わります。

続きまして、第98号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第98号議案 佐賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

御質疑がある方は挙手をお願いします。

○江頭委員

確認ですけど、例えば、保育所に入れない場合、待機児童の場合、これは純粋と言ったらあれですけど、純粋な待機児童としてですよ。園指定の待機児童というものもありますけれども、それは含まれないですよ。その確認です。

○大松人事課長

この確認につきましては、市役所等が発行いたします入所ができないといった方を対象としております。

入所ができないという証明書が発行される方を対象としております。

○江頭委員

いや、そこは非常に大切ですからね。

保育所に入れない証明書は——実際、園指定じゃなく純粋に保育所に入れない、要するに待機児童のカウントの仕方があるんじゃないですか。ですから、その部分の方だけということを出していますよね。その確認をしておかないと。園指定も含むと大変なことからね。

○大松人事課長

ただいま確認して、後でお答えしたいと思います。

○山下伸二委員長

確認にどれぐらい時間かかりますか。

○大松人事課長

済みません。本日中に……。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

じゃ、関連で。

○重松委員

要するに園指定というのは、隠れ待機児童ですね、この問題だと思うんですね。これは定数が国で統一されていないわけですね。カウントのとり方によって、やっぱり多かったり少なかったりしているわけです。そこら辺はもっとはっきりしないと、カウントのとり方で相当変わってくるんですよ、待機児童の数は。

例えば、園を選ぶということになるとなかなか入れない。しかし、とうとう入れなかったといった場合は、必ずカウントされないわけですよ。そこら辺があるわけです。だから、そこら辺をはっきりしてくれというふうな質問だと思うんですよ。だから、カウントのとり方はどうなっているんだということですね。

(「確認してきます」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

この件について、ほかに何か御質疑は。

○千綿委員

この中にあるのは、一般職の非常勤職員ということなんですが、一般職員には適用されないということですか。

○大松人事課長

一般職のほうには既に適用しております。

○千綿委員

新たにこの非常勤まで広げるということですね。はい、わかりました。

○大松人事課長

そのとおりでございます。

○山下伸二委員長

第98号について、ほかに何かございませんか。

時間はまだかかりますかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、第98号は締めずに、このままにして、答弁の準備ができ次第、再び審査を行いますので、第98号は一旦ここに置いて、次の議案審査のほうに入りたいと思います。

続きまして、第109号、第110号、第111号については関連がありますので、一括して執行部に議案の説明を求めたいというふうに思います。

◎第109号議案 北棟増築及び本庁舎1・2階改修(建築)工事請負契約の一部変更につい

て 説明

◎第110号議案 北棟増築及び本庁舎1・2階改修（電気）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第111号議案 北棟増築及び本庁舎1・2階改修（機械）工事請負契約の一部変更について 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いします。

○川原田委員

まっさらな新築じゃなくて増築ですから、あちらこちらと出てくるというのは、ある程度予測は立ちますけども、非常に工期がですね、時間がかかっているなというふうな気がするわけですけども、今、私が申し上げました部分というのは、ある程度理解いきますけども、もっとほかにこの工期が非常に長引いているという要因は何かほかにございますか。

○鶴財産活用課長

昨年度に工期の延長をお願いしたんですが、当初の計画では、増築と1・2階の改修を並行して行うような工事日程を組んでおりましたけれども、業者と工程会議等している段階で人材の確保とか安全性の確保とかで非常に難しいということが判明しましたので、増築が終わってから1・2階の改修ということにしまして、非常に時間がそれだけ、1年以上長くなってしまったんですけれども、より安全に、また確実に工事をするためにそういうふうに工程を変更したということがまず一番大きかったと思います。

○川原田委員

今回も変更されておりますけども、また、新たな部分でここもここもという形で、今後とも工期の延長になるという可能性はあるんですか。

○鶴財産活用課長

もうこれは最終確定をしておりますので、ほぼほぼ現場でいくと年末ぐらいには終わる予定です。一応工期は年明けの1月15日になっておりますので、それで再延長ということはありません。

○山下伸二委員長

ほかに御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第109号、第110号及び第111号の議案の審査を終わります。

先ほどの件は出ましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、第98号の先ほどの積み残しについて御説明をお願いします。

○大松人事課長

済みません。先ほど江頭委員のほうから御質問いただきました第98号議案の対象になるかどうかの御質問でございますが、園指定の待機児童を含めまして、全て待機児童につきましても、この対象になるということでございます。

○江頭委員

それ、園指定も対象となると、それは今、一般職員もそういう形ですよ。もちろん今言っている佐賀市の証明書があればということなんですけど。園指定で——これはどう見ても、園指定というのは、個人の理由ですからね。私たちが待機児童を問題にするときは、どうしても入れない、どこにも入れないということで、待機児童対策を多分、子育て支援部もやっており、結局その部分で今待機児童対策というのは、要するに純粋な部分のカウントで私たちに説明があっていると思うんですね。

そのために、それをゼロにするという中で、今回、園指定まで含めた待機児童対策でこれを、待機児童で育休の延長ができるというのは、他市もそういう形でされているんですか、実際。これを実際、一般職員のときもいろいろな他市の事例も勘案して出されたと思うんですけどね。

それだと待機児童対策の考え方と、今、育児休業の条例を出す総務部の考え方と、ちょっと整合性がとれないと私は思いますよ。

○人事課人事係長

この証明は、あくまで保育所に申し込みをされた方が保育所に入っていない、入れないという状況を証明する書類でございますが、その保育園の希望箇所とか、希望の内容を問わず、希望されている方が入所できないということを証明をしているものでございます。この証明において、入所できないということを確認して、対象の判断をすることになります。

もう一つは、あくまでこれは証明書の添付の場合でございますけれども、事実として入所ができないという状況をもって判断することになりますので、証明書によらない場合でも、適宜その状況によって入所ができない場合というのを判断すべきだというふうに考えております。

○江頭委員

この条例は、例をとってこの待機児童の部分で保育所に入れられない場合等とか、それはいろいろ個人的な理由があるとは思いますが。そこまで私も、厳密にはどういう事例があるかというのは、それは皆さん方がきちっとこの条例を上げる上で、いろいろな事例を想定しながらつくられたと思うんですけど、ただここに、事例を挙げたこの待機児童の部分での考え方で、園指定で保育所に入れられない、園指定の待機児童の方もこの育児休暇を延長するという、その事例は、私としては、今、子育て支援部がやっている待機児童対策との整合性がとれないと思うんですけど、そのあたりは考えてこの条例を出されているのかですね。

○畑瀬総務部長

基本的には、育児休業中は無給なわけですが、この職員も含めて。ですから、本来職員としては、園を指定せずにでも預けたほうがやはり収入は上がるわけですが、それでも預けられない事情があると考えていますので、子育て支援部の政策とこの条例の整合性がとれていないとは考えませんが……。

ですから、待機児童対策は待機児童対策でしますが、これはあくまで子育てのために休む職員のための条例ということで上げさせていただいております。

○江頭委員

だったら、育児休業の2歳までの延長事例というのはどういう事例があるのか、それを一覧表で出していただけますか。

○山下伸二委員長

ここに例示してある保育所に入れない場合以外の特例ということですよ。そういうのは何か例示として出せますかということですけども。

例えば、法律改正に基づく条例改正ですよ。その法律の改正の趣旨の中に、例えばこういうこととか、そういう例示があって、そういうのを当てはめているというのはいんですか。

○大松人事課長

これ以外の例でございますけど、例えば、育児休業していた奥さんが病気になってしまって、育児ができなくなってしまったような場合、それから、奥さんと離婚されたような場合、そういう場合がございます。配偶者の方と離婚したような場合が考えられます。

それから、この制度は、先ほど当初に説明いたしましたとおり、国家公務員の育児休業等に関する制度に準じてやっているものでございます。市単独で定めたものではなく、国の国家公務員の制度に準じて制定したものでございます。また、厚生労働省から給付される育児休業給付金、これも同じような、園指定の待機児童まで含めて給付が行われる制度で、これと連動したような形でも行われています。国等の子育て支援制度と同じ連動したものであるというふうにお考えいただければというふうに思います。

○富永委員

今、江頭委員おっしゃったように、私が実は園指定で2カ月だったですかね、2015年の子育て新制度の前だったんですけども、兄弟児と同じ園に入れるためのちょっと待機というのがどうしても一、二カ月出てしまったような事例があります。

○山下伸二委員長

江頭委員、いいですか。

(発言する者あり)

例を示していただきたいという発言があったんですけども、先ほど口頭で2点ほど言われましたけど、それでいいですか。資料とかではよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに第98号議案について御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第98号議案の審査をこれをもって終了させていただきます。

続きまして、第96号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

なお、歳入歳出、それから地方債の補正まで通して説明をお願いいたします。

◎第96号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳入全款、歳出第12款、第13款、第5条(第5表) 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑ないようですので、第96号議案の審査を終わります。

以上で総務部に関する議案の審査を終了いたします。

執行部の皆様は御退席いただいて結構です。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、1時間たちましたので、休憩をとりたいと思います。

再開を11時10分にいたしますので、よろしく申し上げます。

◎午前11時00分～午前11時10分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第96号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

なお、歳出に続いて、債務負担行為補正まで通して説明をお願いいたします。

◎第96号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳出第2款、第4条(第4表)統合宛名システム改修委託料 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

まず、ふるさと納税なんですけども、ちょっとお尋ねなんですけども、単純に見込みが8,800万円に対して費用が4,300万円になるということなので、4,500万円の利益になるのかなという気がしますが、ただ、佐賀市民の方が他市にふるさと納税をしたときは逆に減額にな

るわけですね。その収支のところとかは把握されておるものですか。

○村上行政経営課長

今おっしゃったような部分の見込みといたしますか、現在の佐賀市民の方がほかの自治体に寄附した件数というのは、ちょっと今のところ、見込みでしか、見込みというか、昨年度の実績でしかわかりませんが、それを当てはめて計算してみますと、1,000万円強のプラスになるだろうという見込みは立っております。

○千綿委員

よければ昨年度の実績でいいんで、例えば、昨年度その件数と金額が幾ら入ってきて、幾らの返礼品があったと。ちなみにうちから出ていった分が幾らというのがあって、収支がわかれば、それを参考資料としていただきたいんですけど、いいでしょうか。

○村上行政経営課長

後ほど準備いたします。

○山下伸二委員長

審査に直接影響はないですね。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

今の資料は皆様も御必要ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、委員全員に配付をお願いいたします。

○江頭委員

関連で、私もふるさと納税について、以前一般質問をしたときに、市長の考え方として、本当にこのふるさと納税が全国的に過熱ぎみでいろんな問題があるんですけども、そのとき、市長は積極的ではない、積極的にこれを推進するという考えはないというようなニュアンスの答弁だったというふうに記憶しているんですよ。

ここまで——そんなに何か手を打った、佐賀市が手を打ったということではないにしても、これはやっぱり伸びていますよね。今後のふるさと納税に対する考え方として、担当課としてどういうふうに考えられているのか、その辺の説明をお願いします。

○村上行政経営課長

これまでの考え方を変えるつもりはございません。純粋に佐賀市を応援していただけるというような方に対しての返礼品だという位置づけで、今までどおりやっていきたいと思っております。一部の自治体に見られますような過度な返礼品を準備したり、そういうことを今後するという考えは持ち合わせていないところでございます。

ただ、その一方で、これだけ寄附の件数、金額ともに伸びているという状況は、できれば維持したい、今後も続けていきたいと思っておりますので、そのためには、寄附していただいた方々への返礼品、お礼の品の充実、魅力度の向上、そういったところには引き続き取り組んでいきたいというふうな考えを持っております。

○重松委員

具体的なことですが、寄附申し込みの方法で、ふるさとチョイスはわかりますけども、平成29年からANAのサイトも利用できるということで、平成29年度上半期の見込みで370万円ぐらい上がっていますけど、ANAを通じて申し込みをした場合は、返礼品はわかりますけども、マイレージカードへの特典とかなんかつくんですかね。何かないと、わざわざANAを使う必要がないからですね。そこら辺はどうなっていますか。

○行政経営課行政経営係長

ANAのふるさと納税のサイトを通して寄附をしていただいた場合には、いわゆるANAのマイレージのポイントがつくようになっております。

○重松委員

具体的に何ポイントとか、何マイルとか、1万円寄附をすればどれぐらいポイントがつくとか、具体的にわかりませんか。

○村上行政経営課長

至急調べます。

○千綿委員

単純な質問なんですけど、佐賀市民が佐賀市のふるさと納税という制度は使えるのか、ちょっとごめんなさい、そこら辺についてちょっと詳しくわからないので。

○村上行政経営課長

寄附をしていただく分には構いませんが、返礼品は差し上げておりません。

○重松委員

関連で、実は私もふるさと納税を佐賀市にしたんですけども、最初は受け入れをしたんですよね。後で電話がありまして、議員は寄附行為になりますから、できませんと1万円が返ってきました。

○行政経営課行政経営係長

先ほどのANAのふるさと納税でポイントがどのぐらいつくかというお話ですけど、寄附金額100円につき1マイルとなっておりますので、例えば、1万円寄附をしていただくと100マイルつくということになっておるようです。

○松尾委員

ふるさと納税のふるさとチョイスを利用した広報の充実ということで、その広報の充実とはどういうものなのか、具体的に。

○村上行政経営課長

ふるさとチョイスを利用するときには、コースがもともと設定されておりまして、松、竹、梅、どのコースを選ぶかによって、サイトで利用できるものが、そのコースによって違ってきます。

例えば、松を選ぶと新着情報にどんどん載せられるとか、冊子とかにも、少しほかのこ

ースよりも余計に広報ができるとか、そういったところで松、竹、梅、それぞれ3つのコースがあります。

今まで竹だったのを今度松に変えたというところで、そこら辺で今までよりも佐賀市のPRというか、その機会がふえたというところが一番大きいかと思っております。

○松尾委員

それに対して料金は発生するんですか。

○村上行政経営課長

ふるさとチョイスに支払う料金、委託料が寄附金額の何%という形で決まっております、松の場合が5%、竹の場合が2%というような形で料金も若干違っております。

○千綿委員

たしか、返礼品の発送は観光協会に委託していたと思うんですが、例えば、ノリというのが魅力的だから件数が多いと思うんですよ。

例えば、その返礼品を送る先というのは、観光協会の人だけしかわからないんですか。例えば、出している業者が相手の返礼品を送るところの住所がわかれば、そのフォローアップができるわけですよ。農産物とかと一緒になんですけど、小城なんかもそうなんですけど、佐賀牛を返礼品としてやっていますよ。佐賀牛がおいしかったということになって、当然ながらメリットがあるからふるさと納税をして、2,000円だけの負担で1万円やったりするわけじゃないですか。そのときに、小城市長なんか言っているのは、自分のところの農産物が売ればそれでいいというような考え方もあるわけですよ。そのときに、佐賀牛を扱っているところが新たな顧客の一環として、そのフィードバックができていますのかどうか。

例えば、観光協会でとまっているのであれば、佐賀ノリの業者にはその住所は行かないわけじゃないですか。だったら、本来はその業者に行き、例えば、その後、カタログを送ったりとかすることによって、新たな受注が生まれる可能性もあるわけですね。そういうのができているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○行政経営課行政経営係長

基本的に佐賀市にいろんなサイトから入ってきた寄附の情報というのは、観光協会にお願いをして、観光協会から各業者にこういう注文——注文と言ったらちょっと語弊がありますが、あっていますという情報を流します。それで発送は、業者が直接寄附者の方に行きますので、そういう住所とかの情報はわかるということになります。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑もないようですので、96号議案の審査を終わります。

以上で企画調整部に関する議案審査を終了いたします。

執行部の皆様は御退室いただいて結構です。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第96号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第96号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第4条（第4表）市民活動応援事業 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

私は非常にいい制度だと思っているんですが、ただ、私も市の補助をいろいろいただいたときに一番困ったのは、交付決定が出て、実際のお金が振り込まれるのにかなり時間が要ったときがあったんです。例えば各種団体に対する交付決定後に、その補助金を渡すときというのは大体いつごろになっておりますか。

○鶴協働推進課長

平成29年度から制度を改めまして、それまでは7月に投票を行ってまいりました。

投票の集計をして投票に応じた補助金の額とするということです。この補助金の交付については、概算払いで前渡しをするという形をとってまいりましたが、この制度を変える前は、大体9月から10月にかけてというような感じになってまいりましたが、平成29年度に投票を廃止しましたので、対象事業とする認定は前年度末に行いまして、交付決定は4月に行っております。補助金の実際の交付についてはですね……

交付決定をしますので、概算で事業費が要するところについては、請求をしていたければ、それに応じて直ちに交付をするというふうな感じです。

ただ、概算で支払う額というのが全額ではございません。交付決定額の8割という条件がございますけれども、それについては、投票がなくなったということで大分前に交付できるような状況になっております。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第96号議案の審査を終わります。

以上で市民生活部に関する議案審査を終了いたします。

執行部の皆さんは御退室いただいて結構です。

委員の皆さんはそのままお待ちを残りください。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、本日の審査に関して現地視察の御希望はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、現地視察の御希望はないということでございますので、以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次の委員会は、12月14日木曜日午前10時に開会いたします。

本日の総務委員会はこれをもちまして終了いたします。